

低所得の高齢者向け 年金生活者等支援臨時福祉給付金のご案内

福祉係

《年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）とは》

賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、所得の少ない高齢者を対象に臨時福祉給付金を支給します。

《給付対象者》

平成27年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）が対象となります。

《給付額》 給付対象者1人につき 30,000円

《基準日》 平成27年1月1日

《申請手続きについて》

- ・申請先は、各基準日において住民登録されている市町村となります。
（基準日以降に立科町へ転入されている方は、前住所地が申請先となります。）
※尚、受付開始時期は、市区町村によって異なります。ご注意ください。
- ・立科町の申請期間は平成28年4月15日(金)～7月15日(金)です。
対象となる方には4月中旬に申請書を送付致しますので御確認ください。



●お問合せ先
役場 町民課 福祉係
電話 56-2311 (代)
有線 2311

地球温暖化防止活動補助金について

環境保健係

※電気自動車等の購入に対して補助金の交付を開始します！

町では、平成28年度から次の地球温暖化防止等の活動に取り組む町民の方に対して、予算の範囲内で、「地球温暖化防止活動補助金」を交付します。

1 補助金申請受付期間

平成28年4月18日(月)から平成29年2月3日(金)まで
補助金の申請額が予算額を超えた時点で、申請受付を停止します。

2 補助対象活動

補助対象活動への補助金交付は、同一の活動ごとにつき1回限りとします。

(1) 太陽光発電システム設置

10kW未満の太陽光発電システムを自らが居住する住宅の屋根等に設置し、電力会社と受給契約を結ぶ活動
※これまでの「新エネルギー活用施設設置費補助金」は廃止し、「地球温暖化防止活動補助金」に統合しました。「新エネルギー活用施設設置費補助金」において、太陽光発電システム設置に係る補助金交付を受けている場合は、同一の補助対象活動とみなし、補助対象外とします。

(2) クリーンエネルギー自動車購入

電気自動車、天然ガス自動車、水素自動車及びメタノール自動車を購入し、自らが継続して使用する活動

3 補助対象経費及び補助金額

(1) 太陽光発電システム設置

1kW当たり2万円に太陽電池の最大出力(kW小数点以下2桁未満四捨五入)を乗じて得た額。ただし、補助金額は10万円を限度とします。

(2) クリーンエネルギー自動車購入

クリーンエネルギー自動車を購入する経費。ただし、補助金額は10万円を限度とします。

4 補助対象者

町内に居住し、住民基本台帳に記録されており、町税等の滞納がない方。

5 補助金申請時の添付関係書類

(1) 太陽光発電システム設置

設計図書、経費の内容が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し、工事中工前の現況写真等

(2) クリーンエネルギー自動車購入

運転免許証の写し、見積書等

6 申請方法

補助金申請書に必要な関係書類を添えて、環境保健係へご提出ください。